

旧芦屋郵便局電話事務室の国登録有形文化財登録について

本市大榎町に所在する旧芦屋郵便局電話事務室の国登録有形文化財の登録について、平成29年3月10日（金）に国文化審議会から文部科学大臣に答申がありましたので報告します。詳細につきましては、下記のとおりです。

記

1. 名称 旧芦屋郵便局電話事務室（きゅうあしやゆうびんきょくでんわじむしつ）
2. 所在地 兵庫県芦屋市大榎町5-23
3. 所有者 NTT西日本
4. 建設年代 昭和4年（1929年）
5. 建物種類 電話交換局
6. 設計者 逓信省技師 上浪 朗（うえなみ あきら）
7. 建物の構造・階数 L字型平面形状の鉄筋コンクリート造2階建
8. 建物の特徴

外壁は茶系統のスクラッチタイル貼りで、1階は濃茶色、2階は薄茶色と2色のタイルが貼り分けられている。所々に獅子頭とレリーフによる装飾が施されている。建物の北面には側廊式に半円アーチを連続させる。

9. 建物利用の変遷

これまでに増築や改修が行われているが、ほとんど新築当時の外観を留めている。平成16年にNTTのお客様窓口が廃止された後、平成17年より結婚式場（芦屋モノリス）として活用されている。

10. 今後の予定

旧芦屋郵便局電話事務室は、今回の答申後、官報告示を経て、文化財登録原簿に登録される予定である。

11. 参 考

(1) 国登録有形文化財とは

平成8年の文化財保護法の改正により創設された文化財登録制度で、文部科学大臣によって文化財登録原簿に登録された有形文化財である。

この登録制度は、開発等により歴史的建造物等が社会的評価を受けずに消滅するのを未然に防ぎ、後世に継承していくために作られたものである。

届出制と指導・助言等によって緩やかに守り、積極的な活用を図るもので、従来の国指定重要文化財のように、重要なものを厳選し、許可制等の強い規制で手厚く保護する指定制度を補完するものである。

(2) 今回の答申に伴う登録文化財（建造物）の件数

	今回の新規登録	累 計
登 録 数	226件 27都道府県61市町村（区）	11,263件 47都道府県891市町村（区）

(3) 芦屋市でこれまでに登録されている国登録有形文化財（合計4件）

- ① 「中山家住宅主屋」1棟（平成19年5月15日登録）
- ② 「中山家住宅表門及び塀」（平成19年5月15日登録）
- ③ 「旧松山家住宅松濤館（芦屋市立図書館打出分室）」（平成21年1月8日登録）
- ④ 「旧松山家住宅塀」（平成21年1月8日登録）

(4) 根拠法令（抜粋）

文化財保護法（昭和25年法律第214号）

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

以 上



旧芦屋郵便局電話事務室

位置図 S=1/8000



外観（北東から）



外観（北西から）



北面側廊に連続する半円アーチ



獅子頭とレリーフによる装飾



内館2階 現在の活用状況（現・芦屋モノリス）